

医療法人社団たつき会菅田医院
グループホームあかね 事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団たつき会菅田医院が設置する医療法人社団たつき会菅田医院グループホームあかね（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、看護職員、介護職員、計画作成担当者その他の従業者（以下「指定認知症対応型共同生活介護等従事者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護等護の提供にあたっては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助をする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人社団たつき会菅田医院グループホームあかね
- （2）所在地 広島県呉市安浦町内海北六丁目3番20号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤専従）

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規

定される指定認知症対応型共同生活介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤兼務)

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の指定認知症対応型共同生活介護等従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(3) 看護職員 1名(常勤兼務1名)

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

(4) 介護従業者 17名(常勤専従10名、常勤兼務4名、非常勤専従3名)

介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(指定認知症対応型共同生活介護等の定員及び居室数)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

2 居室数は、18室とする。

内訳 1ユニット 9名

2ユニット 9名

(指定認知症対応型共同生活介護等の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴

(2) 排せつ

(3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(4) 機能訓練

(5) 健康管理

(6) 相談、援助

(認知症対応型共同生活介護計画等の作成)

第8条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護等のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等を他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画(指定介護予防認知症対応型共同生活介護においては介護予防認知症対応型共同生活介護計画。以下同じ。)を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した認知症対応型共同生活介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。

4 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症

対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」によるものとする。

2 家賃については、月額54,000円（1日につき1,800円）を徴収する。

3 管理費（建物・設備の定期的な保守点検費用、清掃委託費、共用部分の光熱費、備品の維持管理費）として、月額30,000円（1日につき1,000円）を徴収する。

4 敷金については、入居時に108,000円を預かる。

なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還する。

また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。

5 食材料費については、次の金額を徴収する。

朝食 600円／回、昼食 800円（おやつを含む）／回、夕食 780円／回

6 水光熱費については、月額16,500円（1日につき550円）を徴収する。

7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものは、実費を徴収する。

8 月の途中における入退居については、日割り計算とする。

9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

10 指定認知症対応型共同生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定認知症対応型共同生活介護等の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずることとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護等の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（情報公開）

第15条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号。以下「解釈通知」という。）第3の五の4の(4)に基づき、ホームページ上において公開する。

2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び当事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護等の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護等事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての指定認知症対応型共同生活介護等従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団たつき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２６年３月１日から施行する。

平成２７年８月１日改正

平成２８年８月１日改正

令和元年１０月１日改正

令和２年７月１日改正

令和２年１２月１日改正

令和３年１２月１日改正

令和４年１２月１日改正

令和５年１２月１日改正

令和６年４月１日改正

令和７年６月１日改正

令和８年１月１日改正

令和８年７月１日改正